

# 研究通信

No.162  
1990年9月29日刊  
会局研究会  
務人間科学部雄  
村事常磐大学見和1-430-1  
事柄澤310水戸市見和1-430-1  
懇親会（十八時～二〇時）  
III 0292-32-2511

特別講演  
安藤精馬（十和村古城椎茸研究会会長）  
「十和村の椎茸栽培と地域振興」

総会・運営委員選挙（十六時～十七時）

懇親会（十八時～二〇時）

## 第三回村落社会研究会大会プログラム

第一回（一〇月一〇日）午前九時開会

自由課題報告（報告四〇分・質疑一〇分）

一 長谷部 弘（東北大学）  
「近世後期養蚕地帯の村落構造

—福島県伊達郡伏黒村の事例—

二 杉原たまえ（千葉大学大学院）  
「沖縄における土地相続・利用調整の慣行の特質

—沖縄の家族制農業の推移過程—

三 北原 淳（神戸大学）  
「沖縄の家（ヤー）の相続・繼承について」

△屋食△十一時三〇分～十三時  
（運営委員会）

四 秋津元輝（三重大学）  
「村落生活におけるネットワークと集団

—近江湖北村落にみるソキアイの事例分析—

五 立原雅司（中国農試）  
「混住化社会における住民社会関係の特質と

地域問題への対応」

第二回（一〇月十一日）午前九時開会

課題報告（報告五〇分・質疑一〇分）

「農村社会編成の論理と展開」

司会 高山隆三、高橋明善、松本通晴

一 長谷川昭彦（明治大学）  
「農村社会の方向性と活性化」

二 嘉田由紀子（琵琶湖研究所）  
「環境管理主体としての村落とその変容

—琵琶湖岸の村の百年の歴史から—  
△屋食△十一時～十二時（運営委員会）

三 相川良彦（農業総合研究所）  
「農村組織の構造と編成論理」

△屋食△十二時～十五時（運営委員会）

閉会 一五時

### 第三八回大会案内

一日時

一九九〇年一〇月一〇日(水)午前九時開会

二会場

十和村十川小中学校体育館

〒七八六一〇五 高知県幡多郡十和村十川

三会費

大会参加費二、〇〇〇円

懇親会費四、〇〇〇円

宿泊費

五、〇〇〇～六、五〇〇円(民宿・分宿)

昼食代

八〇〇円

\*年会費四、〇〇〇円

四取消

一〇月一日以降の宿泊取消は、違約金として宿泊代の半額をいただきます。

五連絡先

大会事務局

〒七八〇 高知市曙町二一五一一

高知大学人文学部社会学研究室

大野晃

電話〇八八八一四四一〇一一

大会現地事務局

〒七八六一〇五 高知市幡多郡十和村十川

十和村役場企画調整課内

電話〇八八〇一一八一五一二

六交通

土讃線津川駅にて予土線乗り換え十川駅下車

予讃線宇和島駅にて予土線乗り換え十川駅下車

(時刻等は「研究通信」一六一号及び大会事務局から  
の案内を参照ください)

### 報告要旨

#### 自由課題報告

一 近世後期養蚕地帯の村落構造  
—福島県伊達郡伏黒村の事例—

東北大學 長谷部 弘

福島県伊達郡(信夫郡も一部含まれる)は、一八世紀の中頃から蚕種生産地帯として大量の蚕種を生産し、関東以北の蚕種市場において大きな地位を占めるようになったことはよく知られている。しかし、この地位は、一九世紀にはいると次第に低下はじめ、幕末開港以後、輸出市場を前提に再び全国有数の蚕種生産地帯として浮上するまで、蚕種生産の低迷を見る。このような近世期の伊達郡の主要蚕種生産地として、靈山の掛田村周辺、梁川村周辺、桑折の伊達崎村周辺、そして伊達・保原の伏黒村周辺の村々が指摘できる。本報告では、良質の文献資料が比較的多く残されている伏黒村を取り上げることによって、養蚕業を中心とした商品経済の展開をみせた「村」の「村落構造」を検討してみたい。

近世期の伏黒村は、耕地面積の九割を畠地が占め、田地はわずかに一割を占めるにすぎない「畠勝ち」の行政村である。一六七四年(延宝二)年時点の村高が千百四十三石余(田畠面積百三十町余)で本百姓数が七十八軒(人数四百人程度)であった。ところがそれから百四十三年後の一八一七(文化十四)年には村高が千三百石弱(家数一百三十九軒(千百二十五人))に増大している。この間、蚕種業の急激な発展をみたことを考えると、人口増大の背景に蚕種業を中心とした商品経済の発展があつたことは疑うことができない。

ちなみに、天明四年の記録の中に、飢餓になる前の時期は「越後

國より日雇人共年ニ多ク入込ミ信達兩郡江召抱之人數壹万人も可有

之杯与申毗 当村江五百人者入込ミ可申候咲之所…」という叙述も

みられ、十八世紀後半の時期、越後から信達地方への広域かつ大規模な労働力移動が存在したこと、および伏黒村の養蚕農業經營においてけつして小さくない部分を出稼ぎ労働力に依存したこと、などある程度推察することができる。

村内には、「南通りあらやしき」、「北通り」「悪戸柳原新田河原」「平上ヶ戸」「冲屋敷」などといった部落が存在するようだがその実態は現在のところ不明である。近世後期における村内の有力な養蚕農家として、現在確認できる範囲でも佐藤惣左衛門家、佐藤孫左衛門家、小野五兵衛家、富田勘之丞家、富田忠左衛門家、八城権七家、八城太左衛門家などを特定することができ、それぞれの家は手作りの農業を営むなかで養蚕業（蚕種製造）や酒造を行い、同時に金貸活動を通じて土地集積なども行った。実態は不明の部分が多いが、いくつかの家においては一定の同族的な関係もみられる。特に佐藤与惣左衛門家や富田忠左衛門家には、養蚕日誌や農業日記、若干の金銭出納帳などが残されており、その経営の一端を明らかにすることができる。

周知のように、伏黒村はすでに一九五〇年代に一度調査研究が行われ、その報告も出されている（高橋幸八郎・古島敏雄『養蚕業の発達と地主制』一九五八）。今回の報告では、そのような先行研究の知見を前提としたうえで、新しく発見された資料群の検討も踏まえたうえで養蚕地帯における近世後期の「村落構造」の実態の一部を明らかにしてみたい。

## 二 沖縄における土地相続・利用調整の慣行の特質

### —沖縄の家族制農業の推進過程—

千葉大学大学院 杉原 たまえ

途上国を含め地域の後進性をいうときに、後先の段階的經濟的後進性と、風土としてすでに「そこにあるもの」としての後進性を考えなくてはならない。筆者は、そのすでにあるものとしての沖縄農法の解明こそが、沖縄の經濟的後進性打破のための処方箋を書き得るものと思っている。つまり、沖縄農業において慣習という名のもとに温存されてきた農民の行動様式を、そこに発生する矛盾を農民自身がどのように止揚してきたのか、あるいは、慣習の存在・変容が発展の可能性を伸ばし、それが単なる風土条件を越えて独自性を發揮するに至るのか、さらにその本土農業を相対化し批判していくものとしての、変容過程の解明によって導き出される中間仮説の位置付けである。個々の労働力の自立とそれによってその都度家族内部構造が再構成していくこと、それが社会的・生産力的段階のもとで、家族形態それ自体は外見上変化しにくくも、内実として家族制度が変容しているというダイナミズムをもって抱えることが必要になってくる。

調査、仮説構築は、今帰仁村崎山集落を中心とし、家族制度・土地制度の推進過程を、人身売買段階（0階梯）、移民・出稼ぎ段階（第一階梯）、賃労働の萌芽的形成段階（第二階梯）、賃労働の本格的形成段階（第三階梯）に段階区分し検討を加えた。

### (0階梯)

一、地割制度の農法構造は、地頭地キビ畑での労働地代的集約的貢納労働と地割対象の農民地イモ畑での疎放・自給的な労働、という二重構造の再生産が推測される。

二、家族制度は、いえ制度を欠如した条件のもとで、トートーメ（先祖）をまもる「祭祀の原理」のもとに、基本的には夫婦家族を単位として維持されていた。相続対象は、位牌と宅地・庭畑であり、その祭祀義務と宅地保証の在り方が、土地私有権付与以降も、耕地の分割相続のベースとなつているという意味で、この段階を0階梯とする。

三、明治中期に至ると地割地が固定化し、形成されはじめた地主的大経営ウエーキと、奉公労働イリチリやシカマ関係を含め、この段階は身売りが横行する「身売り段階」と位置付けられる。しかも、こうした身売りが村内法によつても奨励されていたところに、米の反当収量が全国の四〇%でしかなかつた当時の生産力水準の低さがうかがえる。

### (第一階梯)

一、大正九年の恐慌期で決定的となるウエーキ経営の破綻、それによる労働力の放出が内外労働市場の展開と期を一にし、移民を含めた出稼ぎが進行する。出稼ぎ者からの送金は、生活費補充、時に土地購入資金となり、商品生産の形成・拡大の端緒となつた。

二、出稼ぎ労働の還流構造を支えたのは、小作料や離作料が入り込まない土地利用における「預け預かり慣行」であり、とくに出稼ぎ労働者の貸手の論理によるものとしてといえ、これを「預け預か

りの第一形態」とする。この慣行は、双系的親族範囲に及ぶ。

三、次三男まで含めた労働力還流構造のベースは分割相続であるが、その規模は一般に「農業經營の基礎」となり得ない、宅地相当分プラスアルファ程度の「生存の基礎」といった性格のものである。一方、位牌の繼承者には優先的に分与されることになる。繼承者とは、沖縄独特の祭祀繼承原理によって選定された男子であり、家族員以外になることも多く、祭祀に規定される土地相続は農業經營に様々な矛盾を引き起す。

四、この矛盾が露呈してくるのは、商品生産が本格化する第一、二段階に至つてからであるが、ここで注目すべきことは、「預け預かり慣行」が、土地利用面でそれを是正し調整する機能を果たしていることである。相続慣行だけでなく、そのアフターケア的な慣行までを含めた地域トータルな農地維持機構の中に、本土の直系家族的・家産制的な一子相続制における土地の所有・利用の硬直性に対し、その柔軟性がみられる。

五、農業生産は黒糖生産が中心であり、農民数戸で設置された製糖場は、キビ収穫時の親戚中心の「小組」と、製糖過程での地縁的「砂糖組」との一重構造をなしていた。

### (第二階梯)

一、昭和戦前期にはいると、製糖技術の革新により生産力水準の上昇をみる。そこでかつてのユイは変質し、資金決済段階へと移る。さらに、北米に密航し野菜栽培技術を習得した青年が帰村し、本土出荷の野菜栽培が開始される。しかし、本格化しないまま戦時体制に入り、戦後はその経験をベースとして速早く米軍の清淨野菜指定

産地となつた。昭和三十年代半ばには、分蜜糖工場の設立により製糖作業は工業化の段階を迎える。

二、一方で、本土労働市場における沖縄労働者の雇用先の安定化により、出稼き先での世帯形成が多く確認されるようになり、老年でのUターンが顕在化してくる。こうした状況のもとで、土地は集落に残り商品生産を行う農民によって管理された。とくにここでは集落内部での小商品生産者のかつてない第三者からの積極的な農地借入に着目し、これを「預け預かりの第二形態」とした。

### (第三階梯)

一、米軍向けの清淨野菜は、ベトナム戦争の終結によって終焉を迎へ、かわって、昭和五〇年から農業構造改善事業のもとに、ハウスマイカが導入・定着し、近年の本土市場評価の高い花卉生産とともに収益性も高く、若者Uターンが相次いでいる。ここに、かつての老年Uターンから、若者Uターンへのファミリーサイクルの変容が確認出来る。

二、今なお所有に規定されない土地利用のスムーズさが特質である。これは、農業経営上不合理であった土地相続の在り方を、分割相続をベースとしたながらも祭祀と経済を分離する方向で解消し、また集約作展開上支障となる離作料・有蓋費など経済的保証を伴わない土地利用面における慣行は、相互信頼的慣行を生かしつつ貸借を双系的親族範囲内で解消する(「預け預かりの第三形態」といった農民の選択的行為によるものである)。

現在の日本農業を取り巻く危機的状況のもとで、このような沖縄

的変革主体の形成は、従来の「シマ」や「家」の解体によってのみ生じたのではない。むしろ壊滅しがたきその風土条件のなかにあって、伝統的な社会関係を有效地に働きかせ、組み替えながら、すでに「そこにあるもの」としての生産関係の不合理性を是正していくことによって「沖縄的中農層」が形成されてきた、そのプロセスが重要なのである。同様の過程は、ケニヤの中農層形成過程と軌を一にするものだといわなければならない(杉原たまえ・磯辺俊彦「ケニヤ農業発展における中農層と技術浸透」「千葉大学園芸学部学術報告」第四二号、一九八九、三)。

## 二 沖縄の家（ヤー）の相続・継承について

神戸大学 北原 淳

### 一

沖縄の「家（やー）」と「村（むら、しま）」の構造は本土とはかなり異なるが、それについて十分な議論がされてきたとは考えられない。例えばその一端は、戦後の夥しい民族学的研究の成果が、門中の親族組織的な研究に集中してしまい、戦前の奥野や田村など家の家と村の社会史研究のすぐれた成果をほとんど生かしていない点にもうかがうことができる。本報告は、東南アジア研究の経験をふまえた比較社会学的関心から、沖縄の村落社会構造を理解する第一歩として、沖縄の「家（やー）」の相続・継承について、一九八七年以來調査した本当南部島尻郡佐敷町屋比久、小谷部落の事例を中心として、検討する。

沖縄社会史についての報告者の仮説は次の通り。一七世紀初頭の薩摩藩支配は、琉球王国に対して、古代・中世東南アジア的貿易立国から、近世日本の農業立国への大転換を強制した。これとともにない、それまでの貿易立国ではルースだった農村支配と榨取が、「門中」の形成、地割制度にもとづく「村落共同体」育成、「五人組」導入などによって体系化され、そこで初めて現在に続く「やー」と「むら」が形成され始めたが、その基層は本土的な「いえ」「むら」とはかなり異なる。

本土の「いえ」が、近世中期以降は、祖先祭祀権、家産、家長権の一子による単独相続・継承とその超世代的連続性という特徴をもつようになったことはよく指摘される。戦後の都立大グループの民族学的研究では、「やー」の「系譜」（その実は祖先祭祀権とみられ

るが）の継承と超世代的連続性に注目し、これを「いえ」的特徴の指標としてきたが、家産、家長権の有無やその相続・継承という経済的、法制的問題は無視、軽視してきた。その一因は、馬渕東一の「家筋」（「血筋」、「屋敷筋」という有名な概念がバラダイム化し、「家」が、他系の血筋を容れても、「系譜」（馬渕の場合は波照間島での氏子組織の成員権）を継承し、連続性を守る、という意味でのみ理解されためだろう。もっとも中根千枝は、沖縄に関連して、本土の家、同族が継承するものは「出自」ではなく、「家長の地位」である、という注目すべき見解を示したが、これは有力とはならなかつたようである。

### 二

まず、「やー」の祖先祭祀権、財産の相続・継承について。なるほど、現在の「やー」の継承に際しては、位牌と祖先祭祀権、家屋・屋敷地、屋号、等をもつばら長男が継ぎ、次三男は継げない（「嫡子押込」の禁の規範）。しかし、がんらい次三男の分家による新しい「やー」の創出については本土ほど難しくなかった、という印象が強い。①現在、耕地の相続については、長男にやや面積は多いが、次三男にも与えられる（我々の調査結果も同様）。かつての地割制度の下で次三男にもむらから耕地が分与されたためかとみられる（もつとも原生的な地割制度の場合は、男女とも割地を分与された）。②地割の時には屋敷地も私有地ではなく、次三男の「分家」の際にはむらから屋敷地をも与えられたという（我々の調査結果もそれを示唆するが、戦前の奥野彦六郎の聞き取り結果では明瞭）。諸事情によりよく絶家が生じ、空屋敷が出たもようで、その一部が与え

られたか？明治三三～三六年の土地整理事業以降は、親が余裕のあるかぎり買って与えるようになった。以上、次三男は分家によつて比較的容易に経済的自立ができる、同時に村落の法制的成員権をも認められた。これは、ヤーの繼承では、先祖の位牌（グワーンス）の方が家産や家長権よりも重視されたからである。ただし、明治の土地整理事業以降は、耕地、屋敷地が私有となり、不足するようになり、次三男の即座の「分家」は困難となつた。

本家（元屋ムートヤ）筋の場合は、長子が根源的系譜と祖先祭祀上の特権的地位とを継承、維持しようとする点で、もっとも「いえ」に接近する。しかし、必ずしも家産には恵まれず、元屋の絶家もまた多い。元家の儀礼的特権的地位が村落での社会的家格を構成することは全くない。通常の「やー」では家産相続よりも位牌相続の方が重視される。屋敷、耕地を一族で守ってゆくべき、という意味での家産的觀念は弱い。ただし元屋の空屋敷は維持される。

### 二

次に、家長権の繼承について。(1)そもそも、家父長權的な性格は弱かつた、というのが奥野彦六郎の説である。男は、家長権という法制的権利ではなく、親権、夫権という親族的権利しか行使しなかつた。さらに、家長（戸主）権は男が独占せず、女が分担する、という觀念があつたともいう。このような未確立の「家長権」の獲得は、地割制下での財産権の開放制と同様に、容易であつたとみられる。ちなみに、王府の統制をうけた十族の跡目が長子相続に統一されたのも一八世紀以降である。(2)現在は、長子への家督相続にあたる「ステー・ワタン」と親の隠居（インチユ）の觀念があるが、

「世帯主」名が高齢者のままのことも多い。(3)「やーぬし」権の繼承では、祖先祭祀権や、ヤー經營権の繼承の方が公的、法制的な家の代表権の繼承よりも重視されるもようである。

### 四

以上のように、「やー」において繼承される要素は、かなり限定的であり、明治の土地整理事業以降やや強まつたとはいへ、「いえ」的要素はむしろ少ない、ということを主張してみたい。現在、沖縄本島では、村落、門中の「神」関係の儀礼（ウミウガミ）は形骸化しつつあるが、位牌・墓を中心とした「先祖」関係の儀礼は健在である。この意味についても考えてみたい。

## 四 村落生活におけるネットワークと集団

### —近江湖北村落にみるツキアイの事例分析—

三重大学 秋津元輝

#### 一 はじめに

近江の湖北地方では日常のツキアイをトナリシンルイやナコウドシンルイなど××シンルイという名で制度化している村落がある。これらの村落ではシンルイに血縁だけではなくトナリであるとかシンルイのシンルイであるとかの関係をも含めているところに特徴がある。シンルイは個々の家によって範囲が異なるので集団ではなくネットワークを形成している。ツキアイの観点からすればこうした村落はネットワークの集積体と見ることができよう。

これまで比較的対等でフラットな村落構造を持つといわれてきた近畿村落の特質を、ツキアイの制度化を分析視角にしつつネットワークの集積体という側面から考えたことが本報告の主な目的である。この視点は当然のことながら、今日大きく変動している村落という集団の生態と個々の家の関係を分析する視点を考察することにつながる。

そこで隣接諸分野をも含めてツキアイの概念を検討しておくと、まず日本におけるツキアイが義理関係とともになうことが広く指摘されるとともに、民俗学者の福田アシオ氏は、義理関係を「つきあう」(対等関係)、「つとめる」(帰属関係)、「つくす」(上下関係)の三つに分類し、明確にツキアイの対等的性格を示している(福田「村づきあいと約束」、野口・福田『約束』弘文堂、一九七七年)。さらに、ツキアイという視角の有効性は、対等性という近畿村落の特質にもとづくだけでなく、たとえば近年あるいは近代における

近畿同族の「親類化」あるいは相互援助的側面の表面化という傾向の中でも確認されるだろ。

村落生活におけるツキアイの具体的な内容は、訪問、贈答、労働協力、手伝いなどだが、これらを相互に担うべきツキアイの範囲は平常より観念されている。従来ツキアイは、その「基礎」となる結合契機(親族関係、近隣関係など)や、機能的要請の面からおもに論じられてきたが、村落社会のような定住社会では、ツキアイの相手を村落成員の中に求めさせる力が作用し、その結果、ツキアイは契機と機能とが折り合った独自の社会関係をもつと考えられる。

ツキアイは親族関係を含むが、親族関係は一般に村落外にひろがるので、視野的にみたツキアイは村落内で閉じていない。こうした形態をとることから、ツキアイと村落との関連を探るために、次の二点を具体的な分析課題とした。

個別のツキアイの単位におけるツキアイ全体と村落内のツキアイ(=シンルイ)との関連

ネットワークとしてのシンルイと、集団としての村落および近畿村落に特徴的な村落内集団(事例では官座集団)との関連

この二点を、結合契機と機能に着目しながら検討し、近畿村落の特質について考察する。

#### 二 調査村落の概況とツキアイの制度

調査村落は滋賀県東浅井郡びわ町難波で、戸数は七二戸ある。前述のように、シンルイの特徴はいわゆる親類関係と違って血縁、姻戚関係以外の結合契機を含むところにある。それらの契機を分類すると、「血縁、姻戚関係」、「仲人関係」、「<sup>c</sup>系譜、同姓関係」、「<sup>c</sup>血縁、姻戚関係」、「<sup>c</sup>仲人関係」、

「d近隣関係」「e「～を通じた」関係」「fその他（寺檀関係、チカツキ、家シンルイ）」に分けられる。また関係の強さによる分類としては「オモシンルイ」か否かがある。

### 三 P家にみるツキアイとシンルイ

ここでは、難波内の一戸をとりあげ、葬儀、婚姻、出生、病気における協力と贈答の範囲・内容、およびその中におけるシンルイの位置を考察する。そこから、個別の家にとってのツキアイが、村落全体にわたるツキアイとしての「むらごと」と個々の家の私的なツキアイとしての「いえごと」に分けられ、シンルイがとくに「むらごと」の部分に深く関わること、あるいは次第にその部分に限定されつつあることを示す。

### 四 シンルイと村落

ここでは全村落的データを使い、①結合契機と機能との折り合い、②階層、③宮座集団を媒介としながら、シンルイと村落との関係を検討する。その結果、①からは、シンルイの結合契機の柔軟性、運用、とくにトナリ関係の拡張が指摘できる。②からは、シンルイ数に階層が反映されること、③からは、宮座集団がシンルイのネットワーク的広がりを規制することが示される。

### 五まとめ

村落という集団は個別の家のツキアイに対し、「むらごと」的ツキアイの部分の形成という形で影響を及ぼす。また、近年の傾向として「むらごと」的部の分離・明確化が指摘できる。

そうした「むらごと」的ツキアイを背景として制度化されたシンルイは、村落生活の枠を前提とする結合契機と機能との折り合いに影響されるが、近年ではとくに地縁的契機の強まりがみられる。また、シンルイ数と階層が関連することから、二者関係としては対等であるツキアイ関係が、村落全体でみればセットとして差異化されるといえる。ここから、こうした村落の構造を考える場合、個と村落との関係が重要であることがわかる。さらに、ツキアイのネットワークに対する宮座集団の規定性も指摘され、あらためて村落構造と宮座との関連の重要性が確認される。

## 五 混住化社会における住民社会関係の特質と 地域問題への対応

中国農業試験場 立川雅司

混住化社会は、これまで農家の兼業化側面（「内からの混住化」）と集落内への非農家の新規来住側面（「外からの混住化」）から扱われ、村落の解体過程と関わらせて捉えられてきた。本報告では、この両側面のうち後者の「外からの混住化」にウェイトを置いて混住化社会を捉える。というのは、村落の解体を村落の規範的側面（ルールと以下仮称）に重点をおいて捉えた場合、専業・兼業農家間よりも新一旧住民間の方が、ルールが共有される可能性がより小さいと言えるからである。これまで村落内で共有されてきたと想定される様なルール（特に以下ではその中で地域資源管理に関わるルールに注目する）は、新規来住者の流入による地域的葛藤の発生とともに危殆に瀕し、ついには変質を余儀なくされる。

しかしこうした村落の解体局面は、新たな地域社会の形成を直接意味するものではなく、混住化社会という様々な地域紛争を伴う「過渡的・暫定的な地域空間」を生起させるに留まることが多い。従って、こうした混住化社会における地域的葛藤解決の方向性を検討することによって、農村社会と都市社会に通底するところの「地域社会」における地域管理の在り方を展望することができるのではないか（但し、住民と接点をもつ限りでの地域管理の領域に関してのみに言えることであるが）。混住化社会の分析は、こうした意義を内包するものであると考えられる。

本報告の目的は、混住化社会において生起する地域問題に対して

住民がいかに対応しているかについて実証的に検討しつつ、その住民の対応に内在している行動論理を明らかにし、その特徴を住民の「地域問題の処理方式」として分析枠組みを用意しつつ整理した上で、混住化社会における地域的葛藤解決のための制度的枠組みを仮説的に提示することである。またこうした住民の地域問題への対応に含まれる行動論理が、住民社会関係の特質を如実に反映している事実を明らかにし、こうした社会関係によって混住化社会における地域的葛藤解決の困難性が一層増幅されていることを明らかにする。

本報告の事例対象地区は、岡山県山手村H集落である。岡山市・倉敷市・総社市にはさまれた都市近郊農村であり、近年、相接する

総社市内に県立大学の設置も決まり、ますます混住化・スプロール化に拍車がかかろうとしている。山手村では、こうした生活・生産環境の変化に対応するために、行政発意によって集落環境の整備を目的とする事業計画が住民参加により策定された（山手村集落計画：六年間にわたる事業計画案であり、総事業費約十億円）。本報告では、この集落計画策定を、住民自身が相互の話し合いを通じて最も望ましい地域問題の処理方式を選択する機会であると捉え直し、これにひとつつの焦点を当てる。この集落計画は、計画過程への住民総参加を趣旨とする優れた企画であったものの、策定された計画に対する住民の満足度は総じて低く、特に来住民の満足は一六%に留まり、圧倒的に低くなっている。こうした不満の背景にあるものは、①計画内容への不満、②計画策定方法への不満、③計画主体への不満、④計画執行上の不満等に分けることができる。こうした不満の原因となっている新旧住民間相互に見られる様々なズレを、「地域問題の処理方式」（①資源処理内容、②処理ルール、③意思決定主体、

(④処理主体の四項目に分節される)の視点から分析枠組みを設定することによって把握した。ここに取り上げた集落計画策定だけに留まらず、混住化社会における様々な地域的葛藤発生は、この「地域問題の処理方式」におけるズレと関わらせて捉え直すことができる。

混住化社会において生起する葛藤の原因を理論的に整理することを通じて、こうした新旧住民相互のズレを解決するための制度的枠組みを仮設的に提示することができる。即ちそれは、理論的に以下のような要件を満たすことが必要であろう。①「資源処理内容」に関しては生産領域と生活領域にまたがる、②「処理ルール」に関しては「共同管理原理」に基づく、③「意思決定主体」及び④「処理主体」については主に相互扶助組織に依拠する、というような△新たな制度的な枠組み△を新旧住民間で形成することができるかどうかに混住化社会における葛藤の解決可能性がかかっているということができる。

しかし、現実の地域的葛藤を検討すると、単に制度的枠組みが用意されるのみでは解決に至らず、住民社会関係の特質が地域社会に影響を落とし、地域的葛藤の解決をより一層困難なものとしていることがしばしば見いだせる。つまり上記のような制度的枠組みが効率機能するものとなるかどうかに、この住民社会関係が大きな規定要因になっていることがわかる。この両者(制度的枠組み、住民社会関係)は、いわばそれぞれ地域的葛藤解決のための必要十分条件を構成していると考えられる。山手村の事例からこうした住民社会関係の特質と、これが地域問題への対応に有する意義をあわせて明らかにする。

## 課題報告

### 一 農村社会の方向性と活性化

明治大学 長谷川 昭彦

はじめに

現在の日本農村は、時代の転換にあること、そして活力を失って停滞的な状態にあるという二重の意味で危機的状況にありと思う。この故に、現在こそ新たな農村社会建設の方向性を確認し、停滞化の要因を考察し、地域社会活性化のための方策を検討することが必要であろう。

一 日本農村社会の展開  
農村社会の方向性を求める前に、戦後から現在までの日本の農村の変化を産業構造の変化に応じて、次ぎように考えたい。

①農業化社会=村落共同体が残存し、農村共同社会の形成が志向される。

②工業化社会=過疎・公害・農産物過剰が問題となり、広域地域社会の形成が志向される。

③情報化社会=国際社会の影響を直接に受け、苦悩する農村社会。

#### 一 地域社会停滞化の要因

このような諸段階を経て、現在の農村社会が停滞的な状態に陥った諸要因を次のようにまとめてみたい。

①経済の高度成長とともになう地域間格差

高度経済成長期に、産業構造の工業化への急激な転換により、先進地域と後進的地域との間に地域間格差が生じ、人口や労働力の地域間移動を促して、多くの日本の農山村を過疎地域と化した。

## ②農業の技術革新と外国農産物の輸入

構造改善事業や農地の基盤整備が進み、生産の技術が発展したことで、農業の生産性が向上したが、外国農産物の輸入により、日本の食糧生産の自給率は大幅に低下し、コメをはじめとする各種の農業生産物は生産過剰となった。そして、一九七〇年代以来、稲作の生産調整の政策が実施されて、日本農業の将来に暗い陰影を与えた。

## ③国民の生活体系の変化と生活の質の向上

農村住民の生活体系の変化・生活の質の向上は、交通体系の整備、生活基盤の整備、余暇施設・福祉関係施設を必要とした。そのかわりには地域内で収入を確保する道が少なく、多くの農山村では対応ができかねて停滞していった。

## ④地域的伝統文化の枯渇

農山村の伝統的な文化は、村民をその土地に引き付けておく強力な紐帶であったが、種々の理由で否定され、枯渇したところが多く、このことはさらに人々のその郷土社会への帰属意識を弱め、停滞化していく要因となつた。

### 三 地域社会変動の方向性

現在の日本の農村は、その抱えている問題を解決し、農村社会の将来への方向を展望することが必要であろう。その不運性として私は次の二点をあげたい。

## ①広域地域社会

サービスの基地であり、社会的交流の中心である都市との機能的連関性を増して、中心都市の回りに農村を配置した広域地域社会形態が志向される。

## ②地域複合社会

地域の異質化が進み、主観的に無関心となつた隣人間でも地域問題の解決のためには住民の自治活動が必要である。異質的となつた諸個人や諸集団の間の機能的連関性に基づき、分業や民主主義の原理によって再編し、再結合した組織体を地域複合社会という。

## ③新しいコミュニティ

最近の日本では、共同体的関係に対比させて、任意性・自発性をもつた開放的な集団組織の関係を「新しいコミュニティ」と呼ぶことが多い。このような「新しいコミュニティ」は、「家」と「村」に代わって新しい地域社会の社会関係の方向を示すものといえよう。

### 四 農村地域社会活性化の方策

これらの方向性に則って、停滞的な日本の農山村の活性化の方策とその問題点を次のようにまとめることができる。

## ①地域社会活性化の目標ないし理念の再検討

高度経済成長期は「豊かさ」や「利便性」の追求であったが、それは「新たな貧困」を生じ、最近ではむしろ「生活向上」「福祉社会の追求」ないし「美しい村作り」というように微妙に変化してきた。

## ②地域産業の確立

若年労働力を確保し、若者の定住条件を確立するためには地域農業を中心とした産業構造の再編が必要である。一九七〇年代末ごろ

から、地域の資源を有効に利用して地域経済を活性化しようとする  
「一村一品運動、地域特産物、一・五次産業運動などの「地域産業興  
し」の運動が盛んになってきた。

#### ③地域基盤・施設設備の整備充実

農村生活の基礎的条件としての地域の環境や地域基盤の整備を図  
るべきである。特に、土地利用体系を新たな生活体系に対応するよ  
う調整・再編し、それにもとづいて諸施設を配備する計画が必要で  
ある。現在の段階では、基盤や施設の整備の実行はまだ十分である  
とはいえないが、その積み重ねは、地域の活性化の第一歩といえる。

#### ④新しい人間関係・社会組織の建設

古い農村の社会関係は封鎖された共同体的関係であったが、新し  
い人間関係は、開かれた任意性をもつた合理的で、しかも民主的な  
社会関係が必要とされる。そのために諸種のサークルやグループの  
活動をテコとし、新しいコミュニティの建設が展望される。

#### ⑤伝統文化の再生と新しい地域文化の建設

世少年時代に身についた郷土の文化は成人になり、他の所に出て  
行った人に対しても根強くそのパーソナリティに影響を持つ。そし  
て地域文化は分散した人々を再結集する中核ともなる。この故に地  
域文化の再生、そして新しい価値体系ないし地域文化の創出は農村  
の地域振興の重要な柱となる。

終わりに

国際化時代はむしろ低経済成長の時代であり、むしろ前途には、  
停滞・失業・不況というような困難性が横たわっているかもしれない。  
とすれば、今からの地域社会の建設は、単に大きな施設を建て

たり、大規模な土木事業を起こすことのみではなく、地域の産業を  
起こし、地域の組織を再編して、新しい社会関係を創造し、地域の  
総福祉の増進を目指し、地域の活性化を図ることが重要であると思  
う。

## 二 環境管理主体としての村落組織とその変容

### —琵琶湖岸の村の百年の歴史から—

琵琶湖研究所 嘉田 由紀子

#### 一 村落社会研究の「読み直し」と環境問題

これまで村落社会研究会のテーマとしていわゆる「環境問題」が正面からとりあげられる場面は少なかった。世間でいう「環境問題」は、水質、大気、土壤などの汚染や資源の枯渇などすでに「問題である」と社会的に認識されていることを前提にしている。つまり、社会生活の現場での環境問題のあり方をみてみると、自然科学的データにもとづいて、たとえば水質の濃度がある一定の高さにあることを問題とみるかしないかは人間の側の認識にかかることであり、そこではある状況を「問題視する」という社会・文化的フィルターがかかってはじめて個別の問題が一般的な「問題」に転化するのである。

これまで村落社会研究が関心をもけてきたテーマの多くは、環境問題が問題視される以前のいわば「潜在的な環境問題」に強くかかってきたことになるのではないだろうか。川本彰氏の指摘する村落のもつ領域保全機能や、中田実氏らの漁場管理の伝統などは、環境問題を「問題化」させないために村落社会が先手をうつてきた機能ということさえできる。あるいは現場の感覚からいえば、自分たちの「生活保全のための資源保全」が結果として環境保全の役割を果たし、環境問題を問題化させない「シャドウファンクション」(隠れた機能)を果してきただともいえる。

そこで、本報告では、まず、社会的に地域環境問題や地球環境問

題に関心が高まっている現在、村落社会研究での蓄積を環境問題という視点から「読み直す」という作業が必要ではないだろうかという提案をまずさせていただく。

そして次に、琵琶湖のある村落の、明治維新以降、現在までの環境管理の歴史を辿りながら、村落のもつ水環境保全の役割とその変容について考えてみたい。かつての村落はどのような資源保全の機能を果してきたのか、それは歴史的にどう変化してきたのか、その外的・内的要因を探りながら、現在の村落が果たして環境保全の主体としての役割をなっているのかどうかについて検討し、今回の大会の課題である農村再編成の問題にアプローチしてみたい。

#### 二 水環境管理をめぐる村の百年

ここで紹介する滋賀県マキノ町知内は、琵琶湖に面した村で、集落の中には知内川、人通川、百瀬川、本ノ川という1級河川が4本、小さな用排水路まで含めたら無数といえる小川があり、川の多い村である。琵琶湖や河川では現在でも活発な漁業活動が行われていて、伝統的には半農半漁の村ということになる。

知内村には、江戸中期、延享年間から現在まで、約150年以上にわたる「村記録」がその時代の地区(村、区、大字)の代表者の手によって記録されている(現在、古川彰と伊藤康宏によってこの記録の活字化が進行中)。また藩政時代から現在までの村方文書も村の帳蔵に数多く保存されている。

その中から明治維新以降の河川や湖と村落とのかかわりに関する記録を時代別に整理してみると次のような出来事がうかびあがつてくる。

明治維新直後：知内川、ヤナの漁業権争い（勝利）  
明治一〇年代：河川と琵琶湖の漁業資源枯渇への村落的対応

（村立養魚場の開設と運営—明治三〇年代まで）

明治十八年：琵琶湖・知内川大水害（知内川ヤナ漁業権の貧民  
への開放）

明治二二年…（市制・町村制施行とともに）知内村規約制定

明治二九年…琵琶湖・知内川大水害

明治三〇年代：知内川・百瀬川堤防復旧工事、漁業組合の発足

大正初期…知内川堤防復旧工事

昭和初期…汽船寄港誘致運動

昭和一〇年代：百瀬川の水害防止用新河川開削

昭和二〇年代：（漁業改革）、知内川堤防復旧工事

昭和三〇年代初頭…簡易水道敷設（飲料用小川の汚染）

昭和三〇年代後半…湖岸キャンプ場開設

昭和四〇年代：知内川改修工事（湖西線開通）

昭和五〇年代…は場整備・灌漑排水事業  
(現在)…百瀬川改修工事計画、農村下水道計画、湖岸リゾート計画化

本報告では、特に河川や湖の水害と、それへの村落の対応に焦点をあてて、村の文書記録などに残されている金銭的・労働的な水害対応の実態を把握しながら、村人の記憶から辿ることができる水害

### 三 農村組織の構造と編成論理

農業総合研究所 相川良彦

#### 一 問題意識

近代社会は、物的支配と人的関係が所有権と契約とに分裂・独立し、抽象化、絶対化していることを特徴とする。近代化された社会における物象化のメカニズム—普遍性をもちえた媒体が、共通の対象となることによって、基準（＝権威）となりえるという法則の生成・展開の論理—として、二通りがある。第一の、並列な人間関係下の法則は、市場原理にねじり、競争圧力を媒介とした、人々の内面的な規範・欲求にもとづく自由な選択行動の相互作用の結果として生じる。第二の、垂直な人間関係下の法則は、資本原理にねじり、剩余価値をめぐる資本と労働の階級的対抗とそこで資本支配権の貫徹という形で現れる。さらに、法則の生成・展開の領域は、媒介の形態のよって三面—貨幣・資本などが媒介となる経済、組織、国家などが媒介となる社会、理念・意識・言葉などが媒介となる文化—がある。そして、これら分離された三面の形象は、二通りの筋道を経て統合される。一つは、生産手段の所有が生産力および生産関係の基底であることを介して、もう一つは、資格の相違をとわず個人を集團化せしめる一定の枠—「場」の共有を介して、である。

①伝統的「家」は、家産的に所有される土地（財産）の維持を目的として、家族成員の協力と勤労を内容とするリジッドな行動規範体系として構成された。家産としての土地の一括繼承を原則とする。

#### 二 農村社会の実態認識

今日、「家」意識は消滅したが、土地の家産視、家族を社会的・經濟的単位とするなど、広義の「家」意識はなお存続している。②私的・土地所有権の確立によって、土地所有権売買をめぐる社会関係は

ドライなものとなり、寄生地主が伸張した。地主に対する小作農の抵抗が集落を場として起き、その延長線上に農地改革が行なわれた。農地改革は農地市場を閉塞させ、農地移動には社会関係が色濃くまつわりつくようになった。③藩政期の身分制度は、社会的地位と土地所持とを不可分に結合していた。体制的支えを失った明治以降、村落は農家間の利害調整の場となり、土地基盤整備の遂行を共同の仕事とした。村落内では、血縁、地縁、約縁が生活局面に応じてとり結ばれ、これら関係の密さが、村落のまとまりに影響した。④希少資源である土地の調達を契機として結成される生産組織は、経営が軌道にのると共に、組織自立の条件が芽生える。それと共に、剩余分配をめぐる地代と労賃の対立を軸に、兼業農家と専業農家の対立という形で顕在化する。

### 三 農村社会における法則の生成と作用

農村社会の近代化の諸相を、経済、社会、意識の三面でみてみる。

①経済面では、商品経済の論理の貫徹が志向される反面、「家」における家産的土地所有の根強さ、希少財としての土地商品化の難しさ、生産組織の剩余分配をめぐる地代と労賃に現われる土地所有の壁の厚さ、などが示唆される。②社会面では、契約的秩序関係への転換が志向される反面、「家」の役割秩序関係とともに維持、生産組織の機能性追求を阻害する村落規範の存在、などが指摘される。③意識面では、規範としての意識の純化とそれに伴う経済的・

社会的規制力の弱化が起る反面、広義の「家」意識の健在や現代農民女性の家族志向、合意形成や生産組織運営に貢献する村落規範の存在、を確認しうる。

水平・垂直という二通りの物象化メカニズムの作用の仕方に見て、①希少資源の独占とタテ組織による効率達成が重要な経営体（「家」や受託組織）において、垂直的メカニズムの作用が大きい。②社会面では、ヨコ組織で農家間利害調整を行なう組織体（村落や村落ぐるみ組織）において、水平的メカニズムが比較的よく作用する。③意識は、観念的であり、物的・社会関係の制約から比較的自由なために、水平的メカニズムがよく作用する、と整理しうる。

### 四 農村社会編成の論理

血縁原理は、親子関係を軸としたタテ型組織であり、成員間は対価を求めぬ情緒的関係として基本的に結合している。地縁原理は、他人どうしの並列等関係によるヨコ型組織であり、成員間の関係は得失均衡を原則とする。約縁原理は効率や利益極大などの目標に向けて、一時的、機能的に結成される。これら組織原理の統合の仕方として、一つは、市場を前提に、商品経済の論理の貫徹である。そこでは、分離した経済関係と社会関係とが生産手段の所有・剩余の分配を介して、統合される。もう一つは、希少資源である土地の占有を基礎とした社会秩序編成の原理である。それは、人為的な社会関係をベースとした、永続的、総合的、政治的な資源独占にねざす組織の論理である。

なお、五 集落論諸説、六 生活環境主義、へのコメント要旨は省略。

## 第二回研究会記録

### 二 多様な企業形態

日 時 七月二十一日

場 所 中央大学駿河台記念館

出席者

相川良彦、石原農美、磯辺俊彦、岩本由輝、大野晃

大森正之、柄澤行雄、川口謙、小池基之、古宮洋

佐渡和子、三本松政之、杉原たまえ、高橋明善、高山隆三

長谷川昭彦、樋浦道夫、星勉、松田苑子、松谷真一

宮崎俊行、村田中夫、安原茂、吉沢四郎

### 報告 農業構造の変化と農家・農村

東京農工大学 中 安 定 子

#### 一 農業構造の変化

農産物過剰、輸入農産物の増加、農産物価格の低下という経済環境の下で、一方では、懸命の経営努力で条件変化に対応しようとする動きがあるが、他方では耕作放棄がジワジワと拡がっている。

経営対応としては、規模拡大、集団的対応、生産物の差別化（品質、安全性）などの動きがある。規模拡大は地域差を持ちながら幾分加速している。

しかし、戦後農業労働力の厚い層をなしてきた昭和一ヶタ生まれがリタイヤー準備期に入り、後継者が少ないとこから、耕作放棄が進んできた。山間の機械利用が困難な耕地や戦後の開拓地などで放棄が始まっている。

伝統的に直系家族の家族経営によって農業が担わってきたが、農家の人口の高齢化（離村、離職）、兼業化で農業経営体としての農家の空洞化が指摘されて久しい。また、個別家族経営を補うものとして、経営集團の組織する生産組織の展開が注目された。

近年の経営展開をみると、このような生産組織だけでなく、農家以外の経営体の動きが注目される。その多くは共同経営（＝協業経営）で、制度的な形態としては、任意組合、農事組合法人、有限公司の形態をとる。また、雇用を入れて規模拡大する企業的な個人経営の展開も注目される。

このような農家以外の経営体が、経営体数として増加しているか否かは統計的には確認できない。一九八五年センサスまでの結果では、協業経営体数は漸減している。ただし、農業生産法人、農事組合法人（二号、一兼二号）は一九七〇年以降増加している。

最もかかわらず、農家以外の経営体に注目すべきと考えるのは、最近、過疎地帯や兼業深化地帯で、五〇ヘクタール以上の大規模経営が形成されているという実態の事例からである。

一九八五年センサスで、三ヘクタール以上の農家及び、協業経営体、会社の耕地面積合計のうち、協業経営体、会社の面積シェアをみると、都府県全体では五、五%にすぎない。しかし、山陽は一七、五%，東海一六、八%，山陰一六、七%，近畿一二、九%，東山一二、九%のシェアとなっている。北陸は五、一%であるが富山县だけをとっても一二、三%である。これらの地域は、従来、零細経営の面積シェアが大きく、今日でもそうである。しかし、その中で、愛知県の高棚宮農組合、長野県の穂高生産組合等として知られ

るような共同経営（＝協業経営）があり、設立は古いが近年も借地による規模拡大を続け、一〇〇ヘクタール前後の経営になっている。

こういう動きが、大経営の中である程度の面積シェアを示すに至っている。

統計と多少ともドッキングさせて、家族経営以外の経営体の存在を認識しうるのは、兼業深化地帯である。だが、戦後の開拓地で離農の激しかった地帯でも、大規模な共同経営が形成されている例がある。露地野菜など、ある程度集約的で面積当り高い所得をあげられる作物と、穀作、飼料作を組合せ、豊富な土地を前提にゆとりある輪作体系を組んでいる。大型機械を使って三六〇ヘクタールとか、一五〇ヘクタールの共同経営を形成している。通勤困難地帯だから女性を含めて農業就業できる形態である。

### 三 共同経営と家族

戦前から形成された共同経営、日本の共同経営の原型ともいべきものは、農家（家族経営）の集まりとしての共同経営である。資本、賃労働関係が展開した後に、労力と経営の再結合という形で生産協同組合が形成されるというわけではない。家族経営で労力と経営が未分離であったものが、組合的結合によって協同経営をつくった。

農家の経営地を持ち寄り、農家の家長（経営主）が構成員となり、家族員は当然のこととして共同経営の農作業に従事した。

だが、現代の共同経営はいくつかの点で変化している。

家族経営の集まりとしての共同経営は、今日でもなお重要である。だが、家族員と共同経営の関係はより明確になってきた。一方では家族員が構成員化しており、他方では雇用契約化してきた。税制と

の関係からも明確にする方向へ動いたと考えられる。

共同経営の変化として特徴的なことは、構成員の家族が共同経営の作業に参加しないケースが珍しくなくなったことである。構成員の世帯上の地位は、世帯主かあとつきの男子で同一世帯から複数参加ではなく、家族は雇用者としての出役もないというケースである。こういう形は、女子の就業機会も多い地帯によくみられる。こういう場合にも共同経営は必ずしも構成員の労力だけで經營されているわけではなく、員外雇用者がいることも少なくない。

つまり、家族だからといって、そのうち一人が共同経営の構成員になれば、家族労働力はこそってその作業に従事するということはなく、労働市場の状態に応じて、労働力構成が再編成されているわけである。共同経営の構成員になることができるの一戸一人（子が参加すれば父は隠居）ときめている場合もあって、必ずしも個人の集まりになったとばかりはいえないが、個人の集まりという性格もみられるようになつた。

共同経営の経営地については、とくに兼業地帯では員外からの借地が大部分というケースがしばしばみられる。そのため法人化が促進される。

農業の主幹労働力である人々が共同で經營しているという意味で、労力と経営が結合している共同経営であるが、借地型である。一方、過疎地の大規模共同経営は、農地移動が売買で行われることが多いことと、女子を含めて農業就業できるような経営が求められることから、家族経営の集まりという性格を持つている。

また、家族経営の拡大版のような共同経営もみられる。たとえば、両親と世帯主を同じくする息子夫婦だけでなく、世帯を別にする息

子夫婦も加わって六人の共同経営で茶園を作る例。同一世帯内メンバーで有限会社、世帯を別にする親族の間での有限会社の例。家族、親族の紐帯を生かしながら、面積、投資額の規模拡大を実現したり、法人化によって、労災、年金への加入を実現している。

フランスのGAEC、アメリカのCorporation、Partnershipも、家族的性格が指摘されている。農業はやはり家族経営だ、という認識もあることながら、家族であるのに現代はなぜGAECとかCorporationとこう仕組みを必要としているのかという問題のたて方をすることに興味がある。やはり、家族というものの方方が変化しているので、このような仕組みを必要とするに至ったと推測している。日本の場合、一戸一法人は有限会社形態をとるが、税金対策として片付けないで、内容を調査してみる必要を感じている。

#### 四 農業経営と村

集落機能が農業生産の面で近年活用された例として、水田転作がある。

零細分散土地所有の下で、経営地も分散しているのが、今日の日本の農業経営の特徴である。複数の作物を作るとき、個別経営の意思決定だけで作付が決められると、作物はモザイク状に乱立して、またもな生育管理が出来なくなる可能性がある。特に水田でそうであるが、畑も程度の差はある同じ問題がある。

そこで、団地化転作を誘導するような転作政策がとられた。昭和六二年度の例では、転作面積六一万ヘクタールのうち、団地面積二一万ヘクタールで約三分の一、地域輪作農法団地面積は七万四千ヘクタール、一一・一%となっている。

過半はいわゆるバラ転である。奨励金の誘導があるにもかかわらずこうである。ただし、こと程左様に集落機能は働くなくなっているだけ結論づけることはできない。

たとえば、ブロック・ローテーションを地域の協定で行ったとすれば、作物の生育管理に好適である。しかし、個別経営にとっては、経営地が各ブロックに均等にあるわけではないので、毎年の作物別作付面積がローテーションのために毎年変わるという基本的な不都合がある。

集団的土地区画整理事業との間にどう折り合いをつけるか、様々な手法があるが、個別経営の所得の実現に係わることなどできなり複雑である。生活面では、いわゆるまとまりのよい集落でも、簡単には行かない。

#### 五 制度上の問題

家族経営、自作農主義から出発した農業に関する諸制度は、不整合が目立ってきた。多様な企業形態の展開を許容し、農地の償貸借を可能にするには、税制を含めた諸制度が整合性をもっていないと様々な不都合が生まれる。

討論

報告の中で事実的になにか確認したい点があつたら、おだい願いたい。

報告の中で事実的になにか確認したい点があつたら、おだし願いたい。

磯辺 一点だけちょっと説明頂きたい。一点は「畠田の多様な企業形態の展開の中での後者、鹿児島、広島などで耕作放棄地を引き受けるような形をとっている、その後者の具体的な形を説明して頂きたい。もう一つは、三番目で家族労働力が集まつているという意味で組合型であると言われ、そうでないのを資本型でないんだ組合型なんだとちょっと説明を加えられたが、それでは資本型というのはどういうふうに考えるのだろうか。

中安 後者の点は、ほとんど私自身行ってなくて詳しいこと分かつておりませんので、うむ。物半頃いござ。

鹿児島のは後者ではなくて、末吉では農協がオペレーターを集め、それでひとつ農事組合法人をつくつてもらい、あつちこつちの高齢者でリタイヤした方の耕地を走り回ってやっているみたいな感じで、一〇へクタール位を……。それから、「一番目で組合型、資本型と申したのは、有限会社は持ち分に応じた発言権ということで、株式会社と同じ様な意味で、資本型と申したのは、資本投下がなされていらないという意味でなくて、そういう発言権のあれが一人一票という組合的な議決権ですか、そういう資本・出資に応じた形である、いうような意味で使った。で、有限会社は、形式的にはそうだが、有限会社形態をとっているところでも出資平等で結果的に発言平等ができるから、そういう小さい所はあまり発言権の問題というのは

大きな問題になつてこない。

岩本 フランスのGAECとアメリカのワーゲンーシヨンあるいはパートナーシップに家族的な性格があるというふうにいわれたが、その場合、どのような意味で家族的な性格がみられるかということ、もう一つ現在の日本の農村の変化の中で、日本の農民家族もまたその方向を志向している部分があるのかどうか。

中安  
フランスの場合はまったく原田さんのレポートの受け売りだが、フランスでも地域によってもともと親子が一つ

な所は単婚家族経営や子供でも伝統的には別の経営であったというような所があったみたいだが、GAECでは父と子というところが非常に多い。もともと直系家族的に經營しているところはそういう形態があつたんだろうと思うが、同じように父と子であつても青年の自立ということはかなり政策的に取り上げられた。GAECに参加するということとは、一人の經營者として息子も参加するということであり親子の関係というのは単に家父長的な関係の中で親のために働くかされているという関係と違った関係が相当若いうちから得られる。夫婦だけではGAECができないそうだが、もう一人くらい入れば一人の経営者として参加できる。日本風にいえば、直系家族経営の内部でGAECというものを適用しているのが非常に多いという。一九六二年の農業基本法でその制度ができた時はそういうことを予定していたのではなくて、いわゆる共同経営を予定してつくられた制度のようだが、段々そういうふうに家族の中で（もちろん兄弟経営というのもあって）相続をスムーズにするとか、そういう家族の関係を律するとかという形でGAECの制度が使われている。

アメリカのパートナーシップ、コーポレーションについては詳しいことはよく分からぬが、京都の稻本志良さんが『アメリカの米産業の素顔』という本の中で、稻作経営に限つてこういった企業形態のことをいろいろ述べている。その中で、アメリカのそういう形態が一つの形から別の形に転換して流動的であつて、やはり親子の相続をスムーズにさせるためにパートナーシップを使うとか、また一人の人があつちの経営ではコーポレーション、こっちの経営では個別家族経営という形でいろんな形の経営に参加してやつていると

いうことだ。コーポレーションが家族経営を壊すのではないかと色々と議論がアメリカでもあつたようだが、コーポレーションのかなりのものはそういう親子でないにしても兄弟まで含めたくらいいの形で家族が一緒につくつている経営である。

相続の問題、父子契約の問題というのは、アメリカでもヨーロッパでも日本とは違うということはよく云われているが、やはりコーポレーションみたいな形で一つの制度を使うのは資本や経営の規模が非常に大きくなつてくる中で親と子を別の経営にしない方がいいという生産力上の問題というようなことがあって、そういうふうに使われるようになってきたのだろう。それとやはり親と子の契約関係というものがより明確に制度上できる面があるのだろう。

日本でこれと似たような関係があるかどうかということでは、たとえば、別世帯の兄弟が一人いたら共同経営というようなものをつくってその関係をある程度律つしていくといふうな所に若干は共通性があるのだろうと思うが、日本の場合にはむしろあまり家族の間で問題をはつきりさせないでおくという傾向が一般的には多いのだろうと思うが、生産力的な内容に家族が対応するとか、資本が大

きくなつてきてというような場合は、共通性があると思つ。

長谷川

今から十年ほど前にある町で大型温室の共同経営を見たことがある。中に入つてみると年を追つごとに完全にそれぞれの家族に分離して、隣が何をしようか知らん顔だというような事で、ただ共通の部分だけは共通にやるというようだつた。そういう経験から言うと、共同経営というのは折あらば家族経営に逆戻りしてやろうというような気運があるんじやないかと思ったが。また、特に共同経営する人々というのはなるべく余り関係のない人、例えば同族とか本家分家とか、親類とかという関係のない人が集まるというような傾向もちょっと感じた。その辺はいかがな。

中安

私も別に共同経営をするべきだというふうな気持ちで申し上げている訳ではないが……。例えば、庄内の上小松の農事組合は有名で、ずいぶん長いことやつてゐる共同経営だが、ほとんど完全に個別経営に色々分けてやつてゐる。経理だけは共同といふ形を取つて。それで例えばAさんならAさんの土地でそれまたからあがる所得がちょうどそのAさんの労賃なりなんなりに見合つて行くような形の非常に複雑な形の経理を、中心になるような方がやつてゐる。そういう共同経営というのが沢山あるのだと思う。一方では、個別経営で生産組織だといながら実質的には非常に密接な共同利用なり共同作業をブール計算をやつてゐる組合もあつており、他方では共同経営という看板を掲げながら内実は個別である、ということは現実には非常に多いだらう。農地に対する執着が非常に強いところからすれば、共同でやつていてもあわよくば、ということになるのだろうが、大部分が借地であるようない場合には話

がまた別になつてくる。

経営展開の所で、個別的な規模拡大と集団的対応とは必ずしも別なものでなくて関連しあつてゐるという指摘であったが、その集団的な対応の中では個別化がむしろ中心になりながらやつてゐる、というような事を考へられてゐるのかな、と感じたが、展望としてはどういふうに考へてゐるのか。

中安 部門によつても違つと思うが、稻作とか穀作みたいな土地利用型の場合、ある程度農地が流動化してくる条件を考えると、高棚とかそういうたゞ人の男性が共同経営を組んで借地型にするというような展開は一つのモデルとして考へてゐる。その他の集約部門を取り入れた経営、施設園芸とか、養鶏だとかは、表向き共同経営だと言つていても、アパート型の経営がかなり多いのではないかだろうか。

吉沢 生産力に対応した形で集団的土地区用あるいはその前の共同経営というようなものが経営の担い手として登場してきているが、しかし、中国の農業では社会主義経営が個別化、請負制になる、あるいはソビエトでもペレストロイカの中で集団的な農場から個別経営というふうな動きがでている。そこで、農業経営というのはやはりあり方として個別経営という様な形が望ましいと考えてよろしいのか。その辺を率直にお話し頂きたい。

中安 全体のシステムが違つていても、社会主義といわれる国でも日本のような国でも経営としてはたらく論理にはある共通性があるのだろうと昔から思つてゐた。例えば、協業体制というか、生産をしてゆくのにどのくらいの人数で協業体制を組んだら一番首尾よく生産できるか、というような事が恐らくあるのだろう

う。そういうのは、風土が違えば、あるいは農業の中でも部門が違えば、それぞれに違つけれども、そういう生産力との対応で要請されてくる何等かの生産体制というようなものは、システムが違うからといって、そんなに両方とも無関係ではないだろうと、まずは一般的に考へてゐる。

いずれにしても、農業で何百人という人が寄り集まつてみてもあまり生産的なことにはならないのではないかと思つてゐるが、ただ現在の日本のあれを見ると、一〇人内外、数人の家族一直系家族だけではうまく対応できないけれども、もう少し人数を多くすればうまく対応できるようそういう生産体制というのは、いろいろな場面で機械や施設を使わなければならぬという状況の下ではあるんだろう。それに応じて色々制度的にうまくそこに照準があつていなかから難しい問題が沢山あるが、そういうふうに経営していくれば割とやり易い側面というのがあって、しかも農業というのは経営者と労働者が完全に分かれてうまくいく状況ではないだろうし、優秀な労働者が優秀な経営者で経営成果をあげるという状況があると考へてゐる。やはりそういうものをより良く活かすということを考へた場合に、直系家族よりはもう少し大きな規模の人数の人達が集まつてなんらかの経営体をつくるということに一つの合理性があるのではないだろうか。一般的には、以上のようなことを考へてゐるが、そのことだけで決まるわけではないので難しい側面は沢山あるだろう。

相川 共同経営とか生産組織を生み出す経済的根拠として、大規模生産のスケール・エコノミーが働くという、そういう生産力が前提になつて、そのために一番大きな目的としては土地

を集めるために組織化を図る、組織化を図れば当然個別に分解するというが、生産力の発展方向としてはスケール・エコノミーが働く限りは、やはり組織として大きくまとまっていくことがこれからの一の方針性であると思う。で、そういう方向性が現実には共同経営としては発展しなくてつぶれしていく、ということの理由として色々言われるが、綿谷さんなんかは資本、労働、土地の機能分化で組織再編を余儀なくされるという言い方をされたわけだが、これでは抽象的すぎると思う。先ほど先生が言われた通り協業経営というのをスケール・エコノミーが働くという生産力のシステムとも合わない側面を持っているのではないか。というのは、協業経営の基本はやはり労働、土地、資本が一体としてそれぞれ平等に結合していくことだと思う。そういう基本原型というのは、例えば、有限会社、あるいは企業形態と言われるような資本が垂直的な分業によって労働を管理していくことと原理としては合わない側面をもっているんだ。その辺が協業経営が壊れる一つの原因になつていなかということについて、ご意見を伺わせて頂きたいというのが一点。

もう一点は、家族経営と共同経営の原理についていうのがこの二で扱つておられるように、どういう対応関係にあるのかということ。つまり、結局、経済的側面から要請される組織化の論理と、それと組織化のための社会的結合としてどういう結合様式があるのか、その中につぶん家族結合の論理が一つの形態としてあるわけだが、それとスケール・エコノミーから要請される結合の原理。これは基本的に無関係ではなかろうかと思う。無関係だからパターンとしては例えば縦軸と横軸で四つのパターンができる。近代的家族経営がこう

いう共同経営にのめり込んでいくというパターンはあるだろう。しかし、そうでなくて従来の直系家族型の家族結合で規模拡大しても、ちっともおかしくない。従ってこの両者の関係は、なにがしかのパターンで転換するかどうか。その辺のところをもうちょっと説明していただきたい。

中安 岩堂というのは、昔手作業だった時代には、家族的な結合が經營合理性的に考えても、わりとマッチしていたのだろう。たまたま歴史的に長い間マッチしていたから長いこと強固にありえたんだろうと思うが、先ほどの問題で共同経営で一番難しいと思われるのは、資本蓄積の問題だ。今農事組合法人で出資に対して配当しているのはわりと少ないんじゃないかなと思う。そこで、びっくりしたのは、坂谷農園で出資に対してわりあいちゃんと配当していく、出資者にとってみると、近年のような利子が少ない時期には坂谷さんに投資しておくことは、出資者の資金運用として必ずしも不利ではない、といった状況があつたみたいだが、一般的には、そういうことは共同経営では少ない。出資制限がされているからというのではなくて、やはり出資配当にくいいろんな面と、税制との関係が非常に大きいと思う。そういうふうな事があって、共同経営でも資本蓄積というのは、いろいろ制度を工夫すればうまくいく面があるのかもしれないが、現状ではかなりむずかしくなるべく共同経営には資産を持たないみたいな、そういうこともあって及び腰の資本蓄積が行われている、というような現実であろうと思う。まあ資本の論理にすっと移行してしまえば楽にいくというような事がありながら、一方で共同の論理というのがあると、なかなかそれが難

しい、という側面は確かにあって、それでうまく展開しない。だから、これから考えるんだった有限会社で考えてしまった方が楽であると、いうふうな意見というのもかなり有力だし、実際にもし単なる家族経営、個人経営以外に展開していくんだと、有限会社として企業的な方向を目指す方が動き易いという側面というのは確かにあるだろう。ただやはり、一人一票制というか、平等の論理で結合するという側面というのも、なかなか相当強力にあって、そういうことが組合型の経営を展開させていく一つの要因だろうと思う。それから、直系家族の中だけで規模拡大をやって、その範囲内でやっているける限りにおいては、やはりぎりぎりそれを追求するだろうと思う。だから個別家族経営で規模拡大をいっぱいやっている方もいるわけだし、共同経営みたいな面倒くさい事をなかなかやらないということは実際にあるだろうと思う。しかし、それ以上に規模の利益がもしうまくあるということになつた場合に、その家族経営を越える経営形態というのが志向されるんであって、圃場分散制がそれを阻害してしまうような場合にはなかなか展開していかないだろうと思う。

**大野** 個別経営に対応する形で共同経営というのがあるのだろうと思うが、共同経営というのはどのような条件が整つたら共同経営というのか。単に隣の家と機械を共同しているを共同経営というのではないと思うが、個別経営に対する共同経営の概念そもそも何をもって共同経営というのか。その辺が非常に分からないので、日本の現実を踏まえて教えていただけたらありがたい。

**中安** 単に、農業生産の過程で部分的に機械を共同で使ってい るというのは共同経営とは言わず、常識的には少なくとも生産物の販売を一緒にやって、その後収益なりなんなりを分配す

るというような形になった場合に、一つの経営体として捉える、ということだろうと思う。その場合に、共同する人が、昔は農家の集まりというふうに単純に考えておけばよかつたが、この頃は農家の集まりというのではなく人と人との集まりというようなものも出てきた。

**大野** 収益の分配というのはどうことか。

**中安** 一緒にアールで販売し、その後に分配するというところが一番のマルクマールではないか。さつきの相川さんのあれで、単なる共同経営ではなくて法人経営にする契機ということになると、単に規模の利益ということでなくて、法人経営にして、例えば年金とか労災とかの社会保障の面で利益が得られるなどが契機になっている。そういうのは単に一戸一法人でない場合においても色々とある。先ほど家族間の関係をはっきりさせると言ったが、むしろ社会との関係をはっきりさせるというか、そういう側面で法人化しているというのも現実の共同化の契機としてはあるようだ。だから、コストがレ字形でなくしてV字形になつたら共同経営なんかしないだろうが、よりコストが高くなるのではなく、まあ同じ程度でやつていけるということであれば、共同経営をして法人化した場合に得られるそういう社会保障とかの色々のチャンス、あるいは税金の問題など、そういうものも契機となつているようだ。昔庄内で法人化が盛んになって、その中で現在でも続いているのを見ると、その契機というのは税金よりもむしろ社会保障だというふうに言つていた。

**松田** 「共同経営というのがどの程度の強さであるかどうかは分からぬけれども」というふうに報告を締めくくられ

たが、どの程度の強さであるかどうかは分からぬけれども強くあるべきだ、というように考へてゐると思つてよろしいか。としたら、いま色々な共同経営の例を挙げられたが、その共同組織がつくられている契機というのは、今年金やスケール・メリットの問題の他に何か共通性というようなものがあるのか。

やはり底辺には規模の利益を追求するということが一番にあって、きちっとそれが出てこないような共同経営だとあまり意味がないと思う。必ずしも私は、どこでもかしこでも共同経営にもっていくのが目標だというふうに申しあげているわけではなく、今展開している共同経営の実態を見てみると、やはりその地域では一つの進むべきモデルを指し示している経営があることはある。だから、そういうのを一つのモデルにするということは、制度を考える場合だ、スムーズに展開できる様な制度をつくることができるならば、それは必要であろう。だけれども、いわゆる実態として全部の経営をそっちの方向になるべく早くすべきだなどとは思っていない。農業経営と村といふところで集団的土壟利用と機械利用組合というふうに書いたが、あるゆるやかな所では、こういった形態がやはり現実の多くの農村で一番適応し易いのである。ただ、集団的土壟利用みたいな合意が得られるところというのも、またそういうのが崩れてしまっている村は多いわけだろうから、それで全部がいけるとも考へてはいないが……。

吉沢 場違いの質問が多くて申し訳ないが、例えば、今の農業法人の中でも、水田稲作の場合、今度の米の自由化の問題はかなり影響するのだろうか。つまり、生産力からいって十分対抗できる力を持つてゐると看ているのか。その辺のご見解を伺いた

い。

中安 米の質と地域の条件と両方併せてある程度の力を持つてゐる地域というのはあるのだろうと思うが、一般的に素手で対抗できる条件というものは恐らくないのではないか。

司会 米の自由化については、実際にまだ条件がはつきりしていないし、一概に市場開放といつても無制限な形で入ってくるというような事は直ちにはないだろう。五%であるのか三%なのか、あるいはもと一〇%までいくのか、これもさっぱり分からぬし、関税がどうなってくるのかとも決まっていない。その具体的な条件の中で見ていかざるをえないのではないか。だから、ちょっと今は難しいかな、という……。

中安 今起こっている現象は、先ほどの集団的土壟利用にして転作奨励金の中で展開している事態であつて、そういう枠組が全然違った状況の中では事態は相当変わつてくるだろうといわざるをえないが、やはり、サポートしていくなければならない側面もあるのだろうと思っている。

安原 高棚の引退した人と会つたことがある。確かに家族員があとを継いでいる。それを農家として捉えると兼業農家だが、本人は專業農民だと思っていて。そうするとあの共同組織のユニットは個人なのか農家なのか、どちらに考えるべきなのか。それから、兼業農家の中に專業農民がいる。農家と農民のカテゴリーの分離みたいなものが恐らく出てくるというふうに考えていいのかどうか。そのあたりどうなんだろうか。

中安 高棚の場合は、畑とかを個々のオペレーター農家で持つて

いるから、恐らく農家としての実体がなくなつてはいないのではないか。だが、高棚當農組合自体は統計できちつと押さえているとすれば、農家以外の事業体という形で捉えているはずだと思う。

安原

私達が村を見る場合に、どういう人間が村にいるのかといふ観点から見ていった場合に、法人みたいなを作つているような人達も村の中でやはり農家として存在していろんな活動をしているわけで、そういうのは一体村のメンバーとしてどういうふうに考えればよいのか、ということが気になってくるもんだから…。

中安

あそこの場合、現実にどの程度の農家が農業経営として機能しているかどうかとは別に、村の中のメンバーとして農家という枠組といふのは割に強いようだ。と言うのは、組合から親父さんが引退したら息子が入るという形で、一人しか入れない。つまり、それは家単位に考えていることだろう。坂谷の場合であれば、一人ということではなくて、親父さんも息子も働ける能力があれば入れて、ということになつていくんだと思う。

相川 補足説明というか私の聞いた話では、家族なり夫婦単位で組織化している処と男だけで組織化している処の二種類があるようだ。高棚もそうだと思うが、男だけでやつてある組織を見ると、発足の時にだいたい個別農家が組合に出資している面積はは、一ヘクタールとか五ヘクタールとか限られている。それは家をあまり傷つけない範囲で、若者あるいはやりたい人が一部持ち出して生産組織や受託組織をつくるというやり方だ。これは家との共存を図るという発想だ。高棚なんかも当初は女性、あとつぎの嫁さんなんかも働いていた。あそこの場合は受託を百町歩くらい集める。九人

で百町歩といつたら、ある程度経済基盤が安定する。そして次の段階の狙いとしては、これから都市生活者並みに嫁さんを働かせないと、いうのが生活の理想になつて、そういう方向を目指すという形になってきた。

ところが、夫婦家族でやつてあるよう方がおくれた生産組織かといったら実はそうでもなくて、やはり中堅の夫婦が生産組織を作つて受託してやるというのは、それなりのいわばリスクを全体にして入り込むわけだから、これはこれで立派な組織の応用だ。従つて、個人単位で男だけやつてあるのがよくて、夫婦単位が悪いとかという話ではまったくなくして、それぞれの発足の時にどういうパターンで個々の農家が対応しようとしたかという対応のパターンだというふうに思う。例えば一年前に朝日農業賞をもらつた・・・などの場合には、息子達が受託組織をやりたいと言つた時に、これは近代的な感覚であったのかそれとも昔ながらの隠居の意識だったのか分からぬが、親父達はまだ若いのに息子達に全部譲つてしまい、息子達は自分の私有地を全部持つて生産組織に参加することができた。そこが一部を持って出た高棚との違いになつてある。だから、個人の集まりとしてもそれぞれいきさつがあつて、一概いちがいにはどうだこうだというラインは引けないという感じがする。

磯辺

今日のお話で印象に残つた点が二点あるが、そのように理解してよろしいかどうか確認させて頂きたい。一つは共同経営ということに関して、今までの共同経営とはやはり性格が違う、例えばハウスでそれをアパート方式で使うとか、要するに補助金をもらうために一緒にやるような形、あるいは単なるスケール・メリットとか、もうちょっとと言えば税制や社会保障までを考えたう

えでの対応に対して、そういう対応を越えたもう少し危機状況の中での対応があるのでないか。つまり一番強く言われたのは耕作放棄地がどんどん広がってきており、今度の九〇年センサスでどのくらい出てくるか分からぬが、かなり出てくるのではないか。そうすると、その耕作放棄地を地域としてもう一遍どう管理していくかというような意味での、単なる共同経営よりも、土地の地域的な管理が必要となり、そこに共同経営が生まれてくる可能性非常に強くあるのではないか。このことを中安さんが強調されようとしたことであつたのではないか、というのが一点。

もう一つは、今まで家や家族の共同であったが、最近では個人個人だというような形での集まりが事実上求められている。といふことは、これはもう今までの家族経営のあり方の限界を示しているのではないかと。で、前者を地域の崩壊というように少し強く言うと、後者は家族の崩壊という話になるんであって、そういう事に対応した新しい共同なり組織のあり方が追求され始めようとしている。この二つが報告の中で非常に強く印象的であったことだが、そのように我田引水的に理解してよろしいか。

中安 福井県の安養寺などの場合、あそこは、福井県でもコシヒカリ発祥の地、反収も高いという所からちょっと外れた中山間といった所で、今やっている方はやはり男ばかりだが、彼らはゴリゴリの収益追求者達というのではなくて、わりあい社会保障もちゃんとした中で落ち着いて働きたいというふうな気持ちで始めた。しかし、段々条件が厳しくなってきて、やはり自分達で守っていかないと、集落の土地が守れないんじゃないかという意識が強くなってきたという。ただこの人達も後継者が全部サラリーマン

になってしまった、ここではまだ後継者問題は解決していない。それから、大歓などもそういう感じだ。これも男の人だけの経営だが、これは集落の人たちが青年に働きかけてこういう経営をつくつてもらつたっていう感じの所で、そうでなければ耕作放棄地なつてしまつた所を土地改良やつて……。

このように整理すると磯辺さんが言われた動きともつながっていくような現象として一つはある。ただ、もうちょっと積極的に捉えたい面もある。例えば青森の大根経営とか、十勝の鹿追などでも、これは離農跡地だからまさに耕作放棄地をもう一度あれしたんだが、経営としてはもうちょっと積極的な意味があつて、土地ファンドが広がってきたという条件の中で、もう一度経営的に追求できる事がでてきた。このような意味では、もうちょっとこう積極的な役割というものを持つていると思う。

相川さんが指摘されたように組織が形成される時にどういうふうな形で形成されたかということが、その後の性格を決めていくという事は恐らくあるのだろうと思うし、それから、今の女性の就業条件というのはその人がどういうヒストリーを持つていてるかということで女性が一緒に働くか働かないかは変わってくるのだろうと思う。私も別に男性型の経営が大変進歩的だというふうには思ってはない。条件に応じて色々有り得るだらうと思う。

川口 積極的と言つていいのか分からないが、私が聞いた話では、奥さんが農協に勤めていて耕作放棄地についての情報を立派な機械を持っていて、お互いに無線で機械をあつちこつちと動か

しながら遠隔地でもどんどん行って、荒し作りだが大規模經營をやる。そういう耕作放棄地狙いで荒し作りを大規模にやるというふうなものもでてきているという話を聞いた。このようなのが經營として成り立つかどうか、またこれが積極的な方なのだからどうか分からぬいが、そういうすればやい農業も始まったという……。

中安 青森には大規模の大根經營がいくつかある。その中のあ

る經營は大根一点張りだが、気になる連作障害について  
は、「今までうまくやつてきたから大丈夫だ」と言っている。最近  
でてくるこういう經營を見ていると、耕作放棄地が沢山あると、あ  
まり遠くない所の一ヶ所に集めることができるというような条件の  
もとでは、麦あるいは綠肥作物を入れたりというような形である程  
度連作障害を防ぐよな保障を持った經營というのが展開できるよ  
うな側面があり、そういう面を積極的だというふうに考えている。  
廻追の場合でも馬鈴薯の原種生産ということで、一回作ったら五年  
か六年か空けなければいけないから、他に麦とか農協からの委託牧  
草とかを組み込んだローテーションを組んで、ある程度地力維持と  
かの面でも整えてきている。こういうことが面積が広がる事によつ  
て可能になる。といった点で積極的な側面を持っているのではなか  
ろうか、と思っている。

○○ (発言者不明) スケールメリットで規模拡大という方向  
で割合と議論があつたと思うが、村研の興味から村落と  
いうものはどうなるだろうかと考えていくと、兼業農家の存在がも  
んだいになる。兼業農家は今後も依然としてしぶとく生き続けると  
いうか、兼業という形態は家を維持していく上では一番無難と  
か安全といふか、といった感じがするので、今の全体のそういう動

きの中で、農業経済学の立場からいって農業を支えていく上での兼業農家の存在意義というのをどんなふうに捉えたらいいのだろうか。

中安 農業の条件がきびしくなると、規模の利益を追求してみ  
ても、専業農業者がやる程の収益をあげられないような

地域が相当でてくるのだろうと思つ。過疎地だと、いま問題になつ  
たように耕作放棄地みたいな形で問題がでてしまつ。しかし、  
兼業地帯だと、目の前に割合若い人がいて、農地もあるといつよう  
くなるならば、やはりそれは意味がある。未来永劫に土地がいらな  
くなるなら別に何に転換しても災害さえ起らなければいいといつ  
事になるのかもしれないが、土壤を土壤として使えるように保全し  
て、今のように農産物の過剰な時代をいかに過ごしていくか、とい  
うような事を考へると、やはり、兼業農家が自分のうちの農地だか  
らといふことで、交替出役でもしながら、高い機械はなるべく安く  
共同で使うといった形で、何等かの対応を集團でしながら、きる  
だけ日数やコストがかからないような形で維持する、といつような  
形態に頼らざるをえないといつ状況だろうと思う。そういう地域と  
いうのは相当広いだろうと思う。しかし、積極的にやれる所はやれ  
る様に制度的にも手立てを打つていく必要があるのだろうと思う。  
だから、全部いま申し上げたような形で日本農業の構造全体を覆う  
ことができるといつふうには決して思つてはいないが……。

小池 資料の第一表(耕地經營規模別農家戸数)の中には、共  
同經營は入つてゐるか。

中安 入つてない。  
小池 それだけを取り上げた統計はあるか。

農家以外の事業体という形で別の統計とある。ただそこで捉えられた農地面積は八五年センサスで全農地面積の四%ぐらいのもので、非常に少ない。

つまりここに現れたような多様な経営企業形態は全体の

四%ぐらいと見て差し支えないか。

統計的に正確に捉えられていない問題がかなりあるだろ

うと思うが……。

四%というのは耕地の問題か。

中安

農家以外の事業体の経営地としてあげられたのはそのく

らいだ。

小池

そうすると、この資料に出てくる例えば二ヘクタール以上の農家というようなものの中で、それが占める位置といふのはどう考えるか。つまり大規模経営として考えた場合に、共同経営というのはどのくらいの位置を占めているか。

中安 それは数字を出したことはあるが、今ちょっと覚えてい

ない。

というのは、日本の農業の展望を考える場合に、この共

同経営というのは一体どのような位置づけを与えるべきものなのか、つまり共同経営というものが出てくるということ

は、資本の蓄積力、収益力あるいは農業における蓄積力が、非常に弱いということで、つまり大規模経営という形では展開しきれないで、どうしても共同経営にしかいかないというのは何故なんだろうか、という問題が一つあるのだろうと思う。と同時に、先ほどから資本型と組合型というのがあるが、共同経営の中では資本型というものはないのではないか、あってもごく僅かではないのだろう

かという気がする。つまり資本型というと、資本賃労働関係が存在するということになる。そういう範疇でしか僕は摑めない。議決権の問題だけでは資本型という範疇には当てはまらない。

中安 言葉の使い方が悪いという意味では訂正するが……。

小池 そういう意味で、なぜこういう組合型にしかなってこないのだろうか。と同時に、この組合のあり方は非常に複雑で、これやはり、範疇構成、範疇区分する必要があるのではない

か。そしてまた全体の農業の発展の中における位置づけができるなんだろうか、これに大きな位置づけができるのかできないのかという問題が一つ残るのではないだろうか、という気がするが……。

中安 最初の問題については、統計で見る覚えで、しかもなかなかうまくとれなかつた面もあるが、2ヘクタール以上と

農家以外の事業体の経営面積を加えて、その中で農家以外の事業体の占める比率を地域的に出してみたことがある。具体的な数字はちょっと覚えていないが、東北とかは非常に低いが、東海、北陸という所ではある程度のウェイトを持っている。

小池 経営の内容の問題はどうか。例えば、いろいろな作付の管理とかの。

中安 そこまではちょっと統計では把握できない。そこで、後ろの問題、なぜ共同経営にしかならないかということなんか、合理性しか出てこないのか。

要するに資本が捉えで収益をあげることができるような生産力の内容であるならば、おそらく農業も資本が捉え

るだらうと思うが、やはり規模の利益といつても、非常に多數の人  
が集まつてみても規模の利益は出てこないような性質の生産力であ  
るし、それから、労働の性質というのが現在では単純労働がわりと  
機械に置き換えられており、作物の観察を十分にして対応していく  
ような、ある程度そのことが経営成果につながっていくようなそ  
ういう労働が必要であつて、そういう性格から割合経営管理労働と農  
業労働というのが一般的になかなか区別しえないので、主幹労働力に  
なる人たちの共同経営というふうな展開をしているのが現在の状況  
であると思う。やはり生産力の性質からして大資本が捉えてみても、  
大資本の優位性というのが發揮しえないんだろうと思つてゐる。そ  
ういう意味で家族経営でなければ共同経営というようになつ  
ているんだろうと。

小池

しかもその比重があまり多くないという問題がある。

中安

それは、やはり今のような零細分散土地所有ということ  
を前提にして、農地を集めていかなければならぬとい  
う条件の下では、相対的にうまく集まるところで家族経営を越えた  
ような大規模な経営というものが展開している、というように言え  
るのでないだろうか。

小池

感想だけで、非常に妙な言い方をするが、村の問題を考  
えるに際しては、やはり先ほどの兼業農家の問題はかな  
り大きな問題として取り上げなければならない余地が出てくるので  
はないだろうか、という逆の裏返した感じを受ける。

中安

私の報告の仕方が悪くてそうなつてしまつたが、この共  
同経営について先ほどから色々質問をいただき、私が共  
同経営を理想と掲げているかのように受けとられた向きが多いのか

も知れない。しかし、そのような意味ではなくて、地域的にも共同  
経営が一つの展開方向を示す地域があり、その場合には、やはりそ  
れが展開できるような側面を制度的に整理してゆくことが必要なん  
ではないだろうかというような意味で、共同経営が展開していると  
いうことを視野にいれておく必要がある、というふうな趣旨のこと  
を申し上げてた。

司会

小池先生も問題にされたように、共同経営というものの  
全体の位置づけあるいは展望等とも関係すると思われる  
点を一つ。今の共同経営といったものは非常に多様な形態で展開し  
てゐるが、報告の一番最初の経営展開の点で指摘された生産物の差  
別化の問題と共同経営とはどう関連してくるのか。すなわち、流通  
過程あるいは消費という方からある程度のブランド化というよう  
な形である程度の経営規模も要請されてくるし、それに対応していか  
なければならぬような条件というものが一面では出ててきている。  
つまり、単に農業生産力構造の側面から生産力的なメリットだけの  
問題ではない条件がもう一つここに今出てきたのではないだろうか。  
共同経営を考える場合に、この生産物の差別化の問題をどう入れな  
がら考えていいたらよいのだろうか。

中安

差別化というか、経営展開を図る場合に現在のような条  
件の下では、こういう問題も入れながら規模の問題も考  
えて経営しているのであろう、と考えてゐる。富山の坂谷さんも有  
機米なんかのブランドを作り、それでしかも、別の有限会社を作つ  
て米の販売を準備しているようで、多かれ少なかれそういう問題に  
取り組みつつ対応を考えている、というのが現実だと思うが、私あ  
まり詳しくないので……。

司会 それからもう一つ。やはり共同経営で直系家族経営を越えるような大規模経営になっている共同経営と、それでもしかも組合型ではないようなもの的位置づけ（主流は組合型なのであるが）、それと、個別経営である程度大きくしていったものと、なにか非常に競合しているようにも思える。すなわち、個別経営で大きくなる条件と共同経営で大きくなっていく条件と、これはどういう差異が全体としては考えられるのだろうか。

中安 なぜ、同じ水田稻作経営から個別経営というか家族経営の規模拡大というようなものと、一方で農事組合法人みたいなものが展開するのか、というようなことを考えてみて、家族経営だと大体いま二〇ヘクタールとかそういう所ぐらいまで、それを越える五〇ヘクタール、一五〇ヘクタールが非常にコストが低いなどと必ずしもそうではなくて、ただし少し字型程度にはなっている、というような事を考えているが、やはり、耕地の出方というものが企業形態のあり方にかなり関係しているのではないか。岡山の国定さんは有限会社をとっていて、家族経営に一人くらいの雇用を入れているが、かなり遠くの方まで行かないとあれだけの面積はできない。坂谷さんの場合もかなり分散しているが、それでも砺波一円の所である程度集められる。その地域にもう農地を預けてもいいと思つて、零細自作農がかなり沢山ぶ厚く集積している地域と、そういう出手が非常に分散している地域とがあつて、分散している地域で規模拡大を志向しようとする、益々コストがかかり、というふうな事にならざるえないが、ある程度濃密に出し手がいるような地域だと一〇〇ヘクタールくらい集めれば、二〇ヘクタールよりはある程度有利な経営ができる、というような条件があ

るのではないかと想像している……。しかし、まだあまりデーターがないので、実証はできない。

司会 ということは、やはり集団的的土地利用と村というような形で問題となるのであろうか。かなりまとまつた団地的な形で土地がでてくるか、あるいは分散的な形で土地がでてくるかはかなり地域的な条件によって相違がある、しかも、その中でどういうふうに団地的にある程度土地をまとめて行くのか、そしてそのまとめいく主体が共同的な経営であるか、あるいは個別的な経営であるか、その所が方向を決めて行くような事になるのだろうか。

中安 ここで集団的的土地利用と書いた場合には、兼業農家であつても専業農家であつてもその地域にある一定の地域を指定して、その中で計画的に土地利用を考える。その計画的な土地利用に参加する経営がすべて合意する、というようなことを考えている。その合意ができるできないということは、直接経済条件があるからいいからということとはかなり別の、たとえば水に対する姿勢などの歴史的な共同といった事が影響していく、一概にこういう条件のもとでは集団的的土地利用の合意は形成するというふうにはなかなか捉えきれない。

司会 要するに、共同経営というものと、集団的的土地利用といふものは必ずしもここでは重ならない。

中安 全然重ねて考えてはいけない。

司会 そのところがやはり問題なんだと思う。どうしても土地利用、土地の問題がかかってくるから。

中安 集団的的土地利用が農場みたいな形で全て一定の土地を含

## 一九九〇年度第三回宿題委員会記録

めて共同経営化するという例は多くない。たとえば、もと漁師だった静岡県の小笠地方の海岸地域は、海での経験というような伝統があるとか、それから北海道の方は割合規模も大きい自作農が集まっているので、重装備の機械をどううまく使っていくかというのでかえってプール計算してしまった方がいい、というような形の経営をやってゆく。それと今分かってるのは、砺波平野の中でも野口営農集団というのが、集落農場で法人化したが、これはほとんど全部がI兼の一人ということで、管理労働・水管理くらいは皆さんやる意志はあるが、プール計算しても「自分の土地だから」、「人の土地だから」ということにこだわらない程度には兼業所得がかなりある、というように農家の条件が割合揃っている地域である。専業的な農家であるという意味で揃っているか、兼業的な農家という意味で揃っているか、というような条件と、それから伝統的な色々な共同への取り組みの経験があつたといよなところで、集落農場というようなものは今の所見られるよう思ふ。それ以外の所では集団的土地利用といってもそれが共同経営となつた、あるいはなるのは多くない。

司会 最後に制度上の諸問題というのが実は今日残された問題点としてあるわだが、時間の関係上、今日はこの辺でおしまいにさせて頂きたい。長時間ありがとうございました。

日 時 八月三〇日（木）  
場 所 中央大学駿河台記念館四〇号室  
出席者 磯辺俊彦、岩本由輝、工藤清光、高橋明善、高山隆三、  
松田苑子、柄澤行雄（事務局）  
審議事項

第三八回大会の持ち方について  
自由課題、共通課題の各申し込み基づいて、大会プログラムを編成した（前掲大会プログラム参照）。

### 会員異動

△入会▽

官崎 勇 東北大学大学院経済学研究科

△

電話

阿部道彦 農山漁村文化協会

△

電話

△退会▽

佐々木衛 一九九〇年七月

△所属・住所等変更▽

田原首和

西村雄郎

東洋大学

鹿児島女子大学

〒

青木辰司

電話

玉井康之

電話

一高哲雄

電話

電話

△住所不明▽

脇田健一、谷田部武男

△存じの方は事務局までお知らせください